

平成21年度 健全化判断比率, 資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の早期健全化や再生の必要性を判断する指標として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、平成20年度決算から全面施行されました。

この法律により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとされました。

奄美市の指標は下記のとおりです。

平成21年度健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (12.64)	- (17.64)	15.7 (25.0)	119.2 (350.0)

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がないため「-」で記載している。
- 2 括弧内には早期健全化基準を記載している。

平成21年度資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率
水道事業会計	-
公共下水道事業特別会計	-
農業集落排水事業特別会計 と畜場特別会計	-
簡易水道事業特別会計	46.3

- 1 資金不足額がないため「-」で記載している。
- 2 経営健全化基準は20%である。
- 3 簡易水道事業特別会計は、水道事業会計との統合に伴う打ち切り決算により資金不足比率が経営健全化基準以上となったもの。

①実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

②連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率